

年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

2014
No. 83

平成26年12月発行

主な掲載内容

- 年金支払通知書・源泉徴収票を送付しました 2・3
- 被用者年金制度の一元化について 4・5
- こんなときにはご連絡ください 6・7
- 各種届出書や年金関係書類が必要な皆様へ
〈年金関係書類の請求書〉をご利用ください 8
- 64歳までの年金受給者の皆様へ 年金カレンダー裏面



世界遺産：富岡製糸場



地方職員共済組合

ご確認を
お願いします。

「年金支払通知書」、 「公的年金等の源泉徴収票」、 「扶養親族等申告書の 申告内容確認書」を 送付しております。

1 年金支払通知書

今回お送りした支払通知書には平成26年12月支給期、平成27年2月支給期および4月支給期の三支給期分を表示しています。

なお、平成27年2月支給期以降に年金額の改定や停止額の変更等により支給額の変更が見込まれる場合は、平成27年2月支給期および4月支給期の欄・4月支給期の欄を「***」で表示しています。この場合、平成27年2月支給期または4月支給期に改めて年金支払通知書（ハガキ）をお送りします。



■ 支払通知書の見方について(例)

支給額(A)欄の「**一時金返還額**」は、過去に退職一時金の支給を受けられ、その退職一時金の額及び利子に相当する額を年金から控除して返還している場合に表示しています。

控除額(B)欄の「**所得税**」は、ご提出いただいた扶養親族等申告書に基づき、算定した所得税額を表示しています。

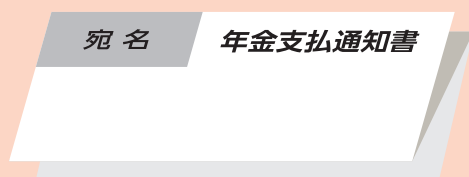
なお、平成26年12月支給期の所得税よりも平成27年2月支給期以降の所得税が大きく増額している場合は、「平成27年分扶養親族等申告書」が提出されていない可能性があります。「平成27年分扶養親族等申告書の申告内容確認書」に「申告されていません」と表示されている方のうち、年金から扶養親族等の所得控除を受けたい方は、この申告内容確認書の裏面の扶養親族等申告書にご記入のうえ提出してください。

振込日	支給額(A)			控除額(B)			遡及差額等(C)	差引支払額 (A-B)+C
	支給額	追給・戻入	一時金返還額	所得税 個人住民税	介護保険料 後期高齢医療	その他保険料 その他控除額	遡及差額 ・還付税	
H26.12.15	262,500			1,148 4,100	10,400 16,500	50,060		180,292
H27.2.13	262,500			1,148 4,100	10,400 16,500			230,352
H27.4.15	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****

控除額(B)欄の「**介護保険料**」、「**後期高齢医療**」(又は「**国民健康保険**」)および「**個人住民税**」は、市区町村からの徴収依頼により年金から控除された額を記載しております。そのため、これらの保険料についてご不明な点は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

控除額(B)欄の「**その他保険料**」は、年金友の会の保険に申し込まれた場合、その保険料が表示されます。

送付の都合上、次の①から③を
折りたたんでお送りしています。
必ず広げてご確認ください。



①	年金支払通知書
②	平成26年分 公的年金等の 源泉徴収票
③	あなたの平成27年分 「扶養親族等申告書」の 申告内容確認書



② 平成26年分公的年金等の源泉徴収票

退職給付(退職共済年金、退職年金等)を受給されている方に、「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」を送付します。

※障害給付(障害共済年金、障害年金等)および遺族給付(遺族共済年金、遺族年金等)は、非課税のため源泉徴収票を発行していません。参考として、平成26年分支給総額を「年金支払通知書のご案内」の欄に表示しております。



確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、本誌8ページの「年金関係書類の請求書」でお早めにご請求ください。

確定申告の時期:平成27年2月16日(月)から平成27年3月16日(月)まで

※所得税の還付申告については、平成27年2月15日(日)以前でも行えます。

なお、平成26年中の公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年の所得税について確定申告書の提出を要せず、省略することができます。

※確定申告の省略により源泉徴収された所得税額が変わることはありません。また、確定申告を省略した場合であっても、住民税の申告は必要となります。

ただし、確定申告により還付を受ける方は、確定申告が必要となります。

主な例

- 医療費、生命保険料、地震保険料等の控除による所得税の還付を受ける方
- 年金以外の収入がない方で、当組合に平成26年分の扶養親族等申告書を提出しておらず、源泉徴収が行われている方
- 平成26年分の扶養親族等申告書を提出された後、年の途中で扶養親族が増えた、または障害に該当する等の内容変更があった方

確定申告に関してはお近くの税務署に、住民税の申告に関してはお住まいの市区町村の担当窓口、それぞれ詳細についてお問い合わせください。

③ あなたの平成27年分「扶養親族等申告書」の申告内容確認書

本年10月に調査しました平成27年分「扶養親族等申告書」の調査対象者の方へ、申告されました内容を通知しておりますので、ご確認ください。

なお、表示されている申告内容に訂正がある場合は、「切りとり線」で切りとり、訂正用の申告書(確認書の裏面)に訂正部分だけではなく、すべて記入のうえ、送付してください。

※会社等の勤務先に申告書を提出される等の理由により、当組合に提出されていない方、申告書を10月31日までに提出されていない方については、「申告されていません」と表示しています。

※訂正がない場合には、訂正用の申告書を提出する必要はありません。

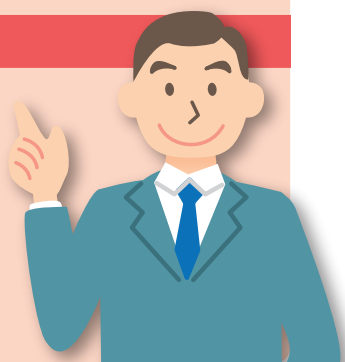


被用者年金制度の一元化について

年金受給者の皆様に関連する内容をお知らせします

平成27年10月から、被用者年金制度が一元化されることにより、共済年金が厚生年金に統一されるため、平成27年10月1日以降に受給権が発生する年金は厚生年金として決定されます。

なお、平成27年10月1日前に受給権が発生した共済年金については、原則として従前どおり支給されますが、主に次のような変更点がありますのでお知らせします。



遺族給付について

遺族給付の転給制度が廃止されます

- (1) 「遺族共済年金」は、亡くなった組合員または組合員であった方が生計を維持していた①配偶者および子、②父母、③孫、④祖父母(丸数字は遺族の順位です。)を「遺族」に認定し、まず先順位の方に支給されます。その後、先順位の方が死亡や結婚などで失権した場合、次順位の方に引き続き支給されます(これを「転給」といいます)。

しかし、最も順位が高い方のみを遺族に認定する厚生年金に合わせるため、平成27年9月30日時点で次順位以降の遺族の方は、年金制度上の「遺族」ではなくなります(転給制度の廃止)。

- (2) 平成27年10月以降に受給権が発生する「遺族厚生年金」は、受給権発生時点で最も順位が高い方だけが遺族として認定されます。

例:亡くなった元組合員に①配偶者および子と②父母がいた場合、遺族となり得る可能性があるのは最も順位が高い①配偶者および子になります。

遺族の範囲が変更になります

遺族厚生年金を受けられる条件は、次のとおり変わります。

遺族の順位	対象者	現行(遺族共済年金)	改正後(遺族厚生年金)
①	配偶者	年齢による条件なし (夫の場合、60歳未満は支給停止)	・妻は変更なし ・夫は受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は支給停止)
	子	18歳到達年度の末日までで配偶者がいない 受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当* (年齢による条件なし)	変更なし 受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当し、20歳未満で配偶者がいない*
②	父母	年齢による条件なし (60歳未満は支給停止)	受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は支給停止)
③	孫	①の子と同じ	①の子と同じ
④	祖父母	②の父母と同じ	②の父母と同じ

* 障がい状態にある子・孫について(孫は最も順位が高い方に限ります。)

「遺族共済年金」で「遺族」として認定された20歳以上の障がい状態にある子・孫は、平成27年10月以降も引き続き「遺族」となります。一方、平成27年10月以降に受給権が発生する「遺族厚生年金」では、20歳以上の障がい状態にある子・孫は「遺族」になりません。また、20歳到達で年金制度上の「遺族」ではなくなります。

退職給付について

在職中・再就職中の支給停止額の計算方法が変更になります

(1) 支給停止の計算方法が年齢により変更になる場合があります。

退職共済年金の受給者が民間会社または道府県に再就職をしており、「給与+年金」の額が停止基準額を超えているときは、年金の全部または一部を停止することとされています。

現在、この停止基準額は、共済年金制度と厚生年金保険制度で異なりますが、被用者年金制度の一元化に伴い、退職共済年金の支給停止の方法は、平成27年10月以降、厚生年金保険の方式に揃えられ、基本的には、以下のとおりとなります。

改正前

組合員である間

(年齢関係なし)

賃金+年金>28万円**厚生年金保険の****被保険者等となった場合**

(年齢関係なし)

賃金+年金>46万円

年金の
全部または一部
停止

改正後

65歳未満賃金+年金>28万円**65歳以上**賃金+年金>46万円

年金の
全部または一部
停止

※年金の支給停止は月額で計算し、また、その計算の際には、職域年金相当部分、経過的加算、加給年金額は含まれません。

※停止基準額(46万円、28万円)は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

※職域年金相当部分については、現行制度と同様に、組合員である間のみ支給停止となります。

(2) 停止基準額を計算する際の年金額の取扱いが変わります。

現在は、停止基準額を算出する際の「年金」については、共済年金の停止額計算であれば共済年金の年金額を、厚生年金の停止額計算であれば厚生年金の年金額をそれぞれ用いて計算しています。

平成27年10月以降、停止額を計算する際の「年金」については、共済年金(私学共済を含みます。)と厚生年金を合算した額を用いることとなります。

(3) 配慮措置が設けられる予定です。

以上の基本的な計算方法で計算した結果、平成27年9月時点と10月以降の支給停止額に変動がある方については、財産権への配慮および収入の急激な変化が受給者の生活設計に大きな影響を及ぼすことに鑑み、配慮措置が設けられる予定です。

具体的な支給停止額の計算方法は、現在のところ政令で定められていません。

また、皆様1人ずつに停止額の試算はできません。

詳細については、次号(平成27年6月)等でお知らせします。





こんなときにはご連絡ください!

年金を受給されている方や加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が、次の事由に該当したときは、速やかに当共済組合までご連絡ください。必要な届出用紙を送付します。



この連絡が遅れますと、年金が払いすぎになり、年金を受給されている方だけでなく、ご家族の方などにさかのぼって返還していただくこともありますので、ご注意ください。

1 年金を受給されている方が

亡くなられたとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

または

1月以上所在が明らかでないとき

給付課調査係 03-3261-9846

2 退職(共済)年金等、障害(共済)年金を受給されている方が

以下の事由に該当したとき

- ①民間会社等に再就職し、厚生年金保険または私立学校教職員共済に加入したとき
(厚生年金保険の適用事業所または私学共済制度の特定教職員等として勤務される70歳以上の方を含みます。)
- ②国会議員や地方議会議員となったとき
- ③ハローワークに求職の申込みをしたとき(65歳未満の退職共済年金の方のみ)

給付課調査係 03-3261-9846

※常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となったときは
審査第一課(03-3261-9849)または審査第二課(03-3261-9843)へご連絡ください。

3 遺族(共済)年金を受給されている方が

以下の事由に該当したとき

- ①婚姻したとき
- ②遺族である子が他の方の養子となったとき
- ③亡くなられた組合員であった方の養子である遺族の方が、養子縁組の解消をしたとき
- ④亡くなられた組合員であった方の子または孫である遺族の方が、障害の状態でなくなったとき
- ⑤遺族(共済)年金の受給者の他に、遺族として認定されている方が亡くなられたとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

4 1級・2級の障害共済年金を受給されている方が

婚姻したとき

審査第一課

03-3261-9849

審査第二課

03-3261-9843

または

子が生まれたとき

調整課基礎年金係 **03-3261-9844**

障害共済年金の受給権が発生した以後に婚姻したり、子が生まれ、一定の条件を満たしているときは、障害共済年金もしくは障害基礎年金に加給年金額が加算されることになります。

5 加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が **以下の事由に該当したとき**

①亡くなられたとき

※対象となっている方が外国に居住している方、外国籍(外国人登録)の方のみご連絡ください。

②離婚したとき

③年金受給者の方によって生計を維持されなくなったとき

④公的年金制度から老齢(退職)を事由とする年金(原則として加入期間が20年以上あるもの)または障害を事由とした年金を受けられるようになったとき(年金が全額支給停止されている場合を除きます)

※国民年金の老齢基礎年金の受給者となったときは、ご連絡いただく必要はありません。

⑤対象者となっている子が婚姻したとき、年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき、または離縁したとき

給付課調査係 **03-3261-9846**

6 年金受給者の方の

① **氏名の変更**

② **年金受取金融機関の変更**

③ **源泉徴収票の再交付**

④ **海外居住(1年以上)の届出**

給付課支給係

03-3261-9846

⑤ **年金証書等の再交付**

年金相談室

⑥ **年金加入期間確認通知書の発行**

03-3261-9850

ご連絡の際に、

お手もとに「年金証書記号番号」を

ご準備いただくと、お問い合わせがスムーズです!



〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9
地方職員共済組合理事長 様

平成 年 月 日

年金関係書類の請求書

年金証書記号番号	8 5 9 4								
フリガナ		印	受給者	明・大・昭・平					
受給者氏名			生年月日	年	月	日			
フリガナ		印	受給者	配偶者					
請求者氏名			との関係	その他()					
受給者住所	〒	—	電話	()					
請求者住所	〒	—	電話	()					

※ 受給者と請求者が同一のときは、請求者氏名欄および請求者住所欄の記入・押印は不要です。
また、受給者と請求者の住所が同一のときは、請求者住所欄には「同上」と記載してください。

1 年金関係書類(交付・再交付) (必要な書類に○を付してください。)

① 年金証書	② 年金改定証書(平成 年 月分)
③ 源泉徴収票(平成 年分)	④ 年金支給額証明書(平成 年分)
⑤ 年金支払通知書(平成 年 月分)	⑥ 年金加入期間確認通知書(通)

2 各種届出書(関係書類を送付いたします。)

① 受給者の死亡(平成 年 月 日死亡)
② 遺族共済年金または遺族年金等関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 養子縁組した ㊨ 親族関係が離縁で終了した ㊩ 国民年金法の遺族基礎年金を受けることとなった、または、受けることができなくなった
③ 口座変更等 ㊦ 年金受取口座の変更 ㊧ 氏名変更
④ 再就職または再退職関係(遺族年金及び遺族共済年金の受給者を除きます。) ㊦ 厚生年金・私学共済の被保険者となった、国会議員や地方議会議員となった ㊧ 上記㊦でなくなった ㊨ 公務員として再就職し、共済組合の組合員となった
⑤ 雇用保険関係(65歳までの退職共済年金に限ります。) ㊦ 雇用保険法による基本手当受給のために求職の申込みをした ㊧ 雇用保険法による基本手当等の受給が終了した
⑥ 加給年金額関係(対象者である配偶者または子に限ります。) (昭和61年3月以前の退職年金等には加給年金制度はありませんので、届出は不要です。) ㊦ 離婚した ㊧ 子が婚姻(養子縁組)した ㊨ 養子を離縁した ㊩ 受給者との生計維持関係がなくなった(恒常的に年収850万円以上となった) ㊪ 配偶者が自己の年金を受けるようになった、または、全額停止された(国民年金の老齢基礎年金を除きます。) *上記㊪の場合は、事実がわかる配偶者の年金証書等の写しを添付してください。
⑦ 1級または2級の障害共済年金関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 子が生まれた ㊨ 18歳未満の子と養子縁組した

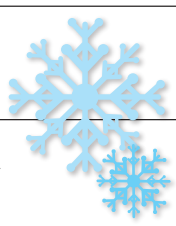
※ 1及び2の④、⑤、⑥に係る各種届出書は、当組合のホームページ(<http://www.chikyosai.or.jp/>)からダウンロードできます。

各種届出書等の請求をされる場合には、この請求書をご利用ください。

(キリトリ線)

平成27年 年金カレンダー

地方職員共済組合

月	年金支給関係等	その他
2月	13日(金) 年金支給日(12・1月分)	平成26年分 所得税の確定申告 2月16日(月)～3月16日(月)
4月	15日(水) 年金支給日(2・3月分)	
6月	中旬 ●年金改定証書 ●年金支払通知書(6月・8月・10月支給分) ●年金受給者だより(No.84)等を送付します。	
	15日(月) 年金支給日(4・5月分)	
8月	14日(金) 年金支給日(6・7月分)	
10月	15日(木) 年金支給日(8・9月分)	
12月	15日(火) 年金支給日(10・11月分)	
平成28年 1月	中旬 ●年金受給者だより(No.85) 等を送付します。	 退職(共済)年金受給者の方のみ、源泉徴収票を送付します。

※6月に送付します年金支払通知書の記載は、原則、6月・8月・10月の3回分ですが、差引支払額に変更が生じた場合は、その都度変更内容をお知らせします。

※被用者年金制度の一元化に伴い、年金支払通知書は年1回(6月)の送付となる予定です。また、平成27年12月支給分以降の年金支払通知書は、前回支給の差引支払額から変更が生じた方のみ送付する予定です。

※郵便物の送付時期は予定であり、実際は異なることがあります。

■お問い合わせ先 〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル内

●年金一般についての相談 ●離婚分割についての相談

年金相談室 **03-3261-9850**

●年金の支給 ●年金受取金融機関の変更 ●扶養親族等申告書
●雇用保険との調整 ●再就職・再退職届書 ●加給年金額対象者の異動

給付課 **03-3261-9846**

●年金の決定・改定 ●年金受給者の死亡の連絡

審査第一課 **03-3261-9849**

審査第二課 **03-3261-9843**

●65歳時点での手続

調整課 **03-3261-9844**

●年金の選択替

調整課 **03-3261-9847**

電話での連絡は、次の時間内にお願いします。

月曜日～金曜日(祝日は除きます。)午前9時～12時、午後1時～6時

※年金支給日の前後は、電話がかかりにくくなりますので、あらかじめご了承ください。

※電話番号はご確認のうえ、お間違えないようお願いいたします。

裏面もお読みください。

64歳までの年金受給者の皆様へ



65歳になると年金の手続が必要です

(1) 特別支給(64歳まで)の退職共済年金の受給者の皆様へ

退職共済年金の受給権を有している方が65歳になられますと、特別支給(64歳まで)の退職共済年金の受給権が消滅するため、新たに年金の請求手続を行っていただく必要が生じます。本来支給(65歳から)の退職共済年金の手続関係書類を65歳の誕生月の前に当組合から送付しますので、これを提出いただくことで、65歳到達の翌月分から「本来支給の退職共済年金」が受給できるようになります。

本来支給の退職共済年金の額は、原則として64歳までの退職共済年金の額と同額です。ただし、加給年金額対象者がいる場合には、65歳から加給年金額が加算されます。

※昭和25年10月2日以降生まれの方へお送りする手続関係書類については、「被用者年金制度の一元化」の関係で、書類の名称等が一部変更となりますのでご了承ください。

(2) 遺族共済年金の受給者の皆様へ

遺族共済年金の受給者で、退職共済年金や老齢厚生年金等の受給権をお持ちの方が65歳になりますと、まず、ご自身の退職共済年金や老齢厚生年金等を全額受給する方法に変わります。65歳到達の月の月末(偶数月生まれの方は前月末)に、他の年金の受給権の有無を確認する調査用紙と今後の受給方法についての説明書を同封してお送りしますので、ご確認ください。

※「被用者年金制度の一元化」の関係で、昭和25年9月2日以降生まれの方への調査書の送付については、平成26年12月1日時点では未定ですので、今後、改めてご案内する予定です。

(3) 2つ以上の異なる種類の年金の受給権をお持ちの皆様へ

年金の種類は、退職(老齢)給付・障害給付・遺族給付の3つに大別できます。原則として、1つの種類の年金を選択して受給していただきますが、65歳からは、特例により下の例のように、複数の種類の年金を組み合わせ受給(以下「併給」といいます。)することができるようになります。

例

①「遺族共済年金」と「老齢基礎年金」の併給

②「退職(又は遺族)共済年金」と「障害基礎年金」の併給

※年金の詳細な種類によって併給できるもの、できないものがあります。年金の請求手続(老齢基礎年金の請求手続等)の際に、手続先(当組合・日本年金機構等)において組み合わせの内容を確認しますので、既に受給権をお持ちの年金について、申告漏れが無いようにご注意ください。

